参考資料２

地方独立行政法人京都市立病院機構　年度業務実績評価実施要領

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２８条第１項の規定に基づき、京都市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構　業務実績評価基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

１　項目別評価

⑴　項目別評価の概要

ア　法人は、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について３段階の自己評価を行う。

イ　市長は、小項目ごとに、法人の自己評価を検証し、必要に応じてこれを修正し、小項目評価を実施する。

ウ　市長は、小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について５段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

⑵　項目別評価の具体的方法

ア　法人による小項目の自己評価の設定

法人が、小項目ごとの自己評価を実施するに当たっては、法第２８条第２項に定める業務実績報告書（自己評価結果報告書、以下「報告書」という。）を作成して行う。

報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の３段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。

評価Ａ：年度計画を十分に達成している。

評価Ｂ：年度計画をおおむね達成している。

評価Ｃ：年度計画の達成に至っていない。

※　自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

イ　小項目評価の実施

市長は、法人が作成した報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年

度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価を実施する。

ウ　大項目評価の実施

市長は、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価５：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。
（市長が特に認める場合）

評価４：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。
（すべての小項目がＡ又はＢ）

評価３：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。
（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割以上）

評価２：中期計画の実現のためには遅れている。
（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割未満）

評価１：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。
（市長が特に認める場合）

※　上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、Ａ、Ｂ、Ｃの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

２　全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の５段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。

３　各評価の確定

市長は、評価委員会に対し、各評価に係る諮問を行い、その審議内容を考慮したうえで、必要に応じて修正を行い、各評価を確定する。

市長による評価には、必要に応じて、評価委員会において審議された内容を記載する。